知財法務の勘所Q&A (第53回)

ファッションデザインと形態模倣

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 白根 信人 弁護士 小松 侑太

ファッションデザインを模倣された場合、どのような権利行使が可能ですか。

(1) 商標法・意匠法

商標権と意匠権は、登録を受けてはじめて権利として成立します。意匠(デザイン)については、衣服やかばん、履物などについて、実際に意匠登録を受けることも行われています。商標については、ロゴマークなどの図形についての商標登録のほか、数は限られていますが、履物などについては、立体商標として商標登録が認められている例もあります。しかし、出願から権利化まで、意匠権については平均7か月程度、商標権については平均11か月程度の期間を要している²ことから、シーズンごとにデザインが刷新されるというアパレル商品特有の特性を踏まえると、一部のロングセラー商品やヒット商品を除いて、意匠や商標の登録を受けて権利行使をすることについては、実効性という意味で限界がある場合があります。

(2) 著作権法

アパレル商品は、著作権法上、実用品・応用美術品と呼ばれるカテゴリーに該当し、著作物性が認められるためには高度の創作性又は実用目的で使用するための特徴とは別に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分が存在することが必要と解されています。したがって、著作権法に基づいてアパレル商品全体に権利行使をするのはハードルが高いといえます³。

もっとも、アパレル商品全体ではなく、アパレル商品中のイラスト等(たとえば、Tシャツに

¹ https://www.kds.ac.jp/design_column/works/fashion-design/

² 特許行政年次報告書2021年版による。

³ 近時の事例では、例えば、ショルダーバックやリュックサックなどについて著作物性を否定した事例として、東京地判令和元年6月18日(平29(ワ)31572号)などがあります。